

越生町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月改定
埼玉県越生町

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1章 新型インフルエンザ等の特徴	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	4
第2節 計画の基本的な考え方	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
1 平時の備えの整理や拡充	5
2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	6
3 基本的人権の尊重	7
4 危機管理としての特措法の性格	8
5 関係機関相互の連携協力の確保	8
6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	8
7 感染症危機下の災害対応	8
8 記録の作成や保存	8
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	8
1 国の役割	9
2 地方公共団体の役割	9
➤ 県の役割	9
➤ 町の役割	10
3 医療機関の役割	10
4 指定地方公共機関の役割	11
5 登録事業者の役割	11
6 一般の事業者の役割	11
7 町民の役割	11
第3章 発生段階等の考え方	12
1 発生段階の考え方	12
2 各段階の概要	12
第4章 新型インフルエンザ等対策の項目	14
1 主な対策項目	14

目次

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
第1章 実施体制	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第4章 ワクチン	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第5章 保健	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第6章 物資	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期～対応期	30
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32
関連資料	35

はじめに

1 越生町新型インフルエンザ等対策行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック¹）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関²、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が規定されている。

これらの特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、越生町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を平成27年3月に作成した。

2 町行動計画の改定の背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機³において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

1 感染症が世界的規模で同時に流行すること。また、世界的に流行する感染症のこと。世界的流行。汎用性流行。感染爆発。

2 独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

3 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態のこと。

はじめに

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指し、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が抜本的に改定された。

政府行動計画の改定、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）や新型コロナ対応の検証を踏まえ、町行動計画を改定する。

3 町行動計画の位置づけ

特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画との整合性を保ちつつ、越生町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、特措法第8条に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

4 対象とする疾患

- （1）新型インフルエンザ等感染症
- （2）指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- （3）新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

5 町行動計画の見直し

政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等の特徴

1 発生の予測や阻止が困難であること

- (1) 新型インフルエンザ等の発生を阻止することや、発生時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難である。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、町内への侵入も避けられないと考えられる。

2 町民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与えること

- (1) 長期的には多くの町民が罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- (2) 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

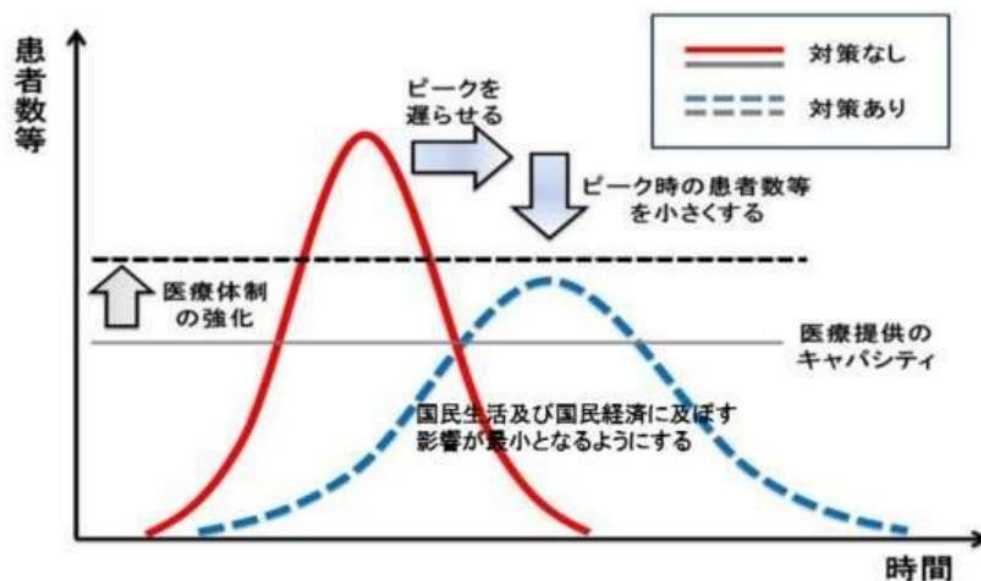
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- (1) 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくし、地域医療体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の拡充・強化を図り、必要な患者に適切な医療を提供する。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- (1) 感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- (2) 業務継続計画⁴を策定し、町民生活及び町民経済の安定に関係する業務の維持を図る。
- (3) 適切な情報提供により、過度な不安を抑え、風評被害や人権侵害が起こらないようにする。

⁴ 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

第2節 計画の基本的な考え方

政府行動計画、県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。国、県、町、医療機関、指定地方公共機関⁵、事業者及び町民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

また、町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会的状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針や県行動計画又は町行動計画に基づき、国、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析のための基盤となるDX⁶の推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）町民及び町内事業者への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる町民及び町内事業者（以下「町民等という。」）に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

5 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

6 デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革していくこと。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション⁷等の備え

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えについて県との連携のもと確認することをはじめ、感染症有事⁸の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) DXの推進や人材育成

医療関連情報の有効活用、町と国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民経済への影響を軽減させるとともに、町民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と町民生活及び町民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

感染症有事には県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図ることになる。各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、町は県と連携して感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民等を含め、町民生活や町民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、県と連携のもと適

7 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

8 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までのこと。

切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載する。また、国の方針を踏まえながら必要に応じて個別の対策を切替えるタイミングの目安等を示す。

(5) 町民等の理解や協力を求めるための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及させ、子どもを含めた様々な年代の町民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有を行うことが必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、町民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置⁹や緊急事態措置¹⁰等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等の感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷や偏見・差別（以下「偏見・差別等」という。）は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。このような偏見・差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

9 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。

10 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

越生町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制及び福祉提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

7 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保や自宅療養者等が避難するための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

また、発災時には、町は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、町民経済活動への影響を最小限にするためには、国、県、町、医療機関、町民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、町一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、町民生活及び町民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。また、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴き、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

➤ 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定¹¹を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定¹²を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について計画的に準備する。

11 感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。

12 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版FEMA¹³の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることをとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関¹⁴等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会¹⁵等を通じ、埼玉県地域保健医療計画¹⁶等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画¹⁷に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

➤ 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

13 発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。感染症危機対応において、埼玉版FEMAは、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。

14 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

15 感染症法第10条の2第1項に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。

16 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

17 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節 感染症医療）として策定している。

4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

7 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備状況の確認、町民に対する啓発や町・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（B, C-1, C-2, D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、県と連携して抗インフルエンザウイルス薬やプレパндеミックワクチン¹⁸等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）

18 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 新型インフルエンザ等対策の項目

1 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においてもわかりやすく、取組やすいものとするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ役割を整理するとともに、感染症有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、国、県等と連携し、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関との連携体制を構築する。

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ④ 町は、県の研修等を活用しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員の養成を行う。

1-3 国、県及び地方公共団体等との連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、管内の医師会等の関係機関との連携体制を構築する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて越生町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し見直す。特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 対策の実施体制

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策¹⁹の事務の代行を要請する。

¹⁹ 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言²⁰の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

²⁰ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、町民等、国、県、町、医療機関等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は国や県と連携して町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー²¹を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染対策等に関する啓発

町は、平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策について、各種媒体を活用し、町民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係各課、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。さらに、保育施設や学校教育の現場においては、こども及び保護者に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報共有に当たって配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

これらの取組を行うに当たっては、町は、県や他市町村との連携を図る。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。その際、町は、県や他市町村との連携を図る。

21 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック²²の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たっては、町は、県や他市町村との連携を図る。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーション²³に基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策について、町民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、要配慮者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、町は、県や他市町村との連携を図る。

²² 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況のこと。

²³ 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

2-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口を通じて、ICT²⁴ツールを積極的に活用しながら、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や相談窓口に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

2-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、個人情報に留意しつつ、町民等に周知する。

また、職員に対しても偏見や差別等を助長しないように、適切な情報を提供・共有する。

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

24 Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策について、町民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、要配慮者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、町は、県や他市町村との連携を図る。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口の継続等を通じて、DXを積極的に活用しながら、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や相談窓口に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、町は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、町は、県や他市町村との連携を図る。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、非常事態におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、町民等の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター²⁵に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の感染症有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

さらに、業務継続計画に対応できるようにDXを推進し、テレワークや分散勤務等の体制を構築し、各種手続がオンラインで行える環境づくりを進める。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国及び県からの要請を受けて、町内におけるまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

25 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための、必要に応じて県が設置する電話相談窓口。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を守る。その際、町民生活や町民経済活動への影響も十分考慮する。

3-1 国内でのまん延防止対策の実施

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する。

また、業務継続計画又は業務計画に基づき、職員や町民が来庁しなくても、職員はテレワークや分散勤務等を活用して、業務継続できるようにし、町民が自宅等でも窓口と変わらないサービスが受けられるように対策を講じる。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、国及び県、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

1-1-1 登録事業者の登録に係る周知

町は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について国が行う町内事業者に対する周知に協力する。

1-1-2 登録事業者の登録

町は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。また、登録事業者の対象の決定について、必要に応じ、その拡大等について県に対し要請する。

1-2 接種体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

1-3 特定接種²⁶

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、当該職員の所属する市町村を実施主体として、原則、集団接種により接種を実施することとなるため、町は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

26 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） 、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員であるが、②については町行動計画の対象としない。

1-4 住民接種²⁷

町は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

1-6 DXの推進

町は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

第2節 初動期

【目的】

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2-1 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

²⁷ 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

第3節 対応期

【目的】

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国及び県に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

3-1 接種体制

- ① 町は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2 特定接種

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3 住民接種

3-3-1 予防接種の準備

町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-3-2 予防接種体制の構築

町は、接種を希望する全町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、集団接種の運営及び個別接種医療機関との調整等、具体的な接種体制の構築を進める。

3-3-3 接種の実施及び情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、町民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-3-4 接種体制の拡充

町は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて町施設等を活用した医療機関以外の接種会場の

増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう関係各課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3-5 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4 副反応疑い報告等

3-4-1 ワクチンの安全性に係る情報の提供

町は、国において収集・整理されるワクチンの安全性に関する情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、町民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-4-2 健康被害に対する速やかな救済

町は、国や県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者に対し、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

また、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-5 情報提供・共有

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。
- ② 町は、実施する予防接種に係る情報（日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済制度申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

【目的】

県に協力し感染症危機発生時に備えた役割分担・連携体制を整理するとともに、県及び保健所との情報共有を密にし、町民に対する適切な情報提供ができるよう準備する。

また、感染症有事の際に療養が必要となった場合の連携体制の構築を進める。

1-1 県及び保健所、関係機関・団体等との連携体制の構築

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や保健所に協力し、健康観察等の業務について、それぞれの役割を明確化するとともに、他市町村、医療機関等の関係機関、関係団体等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、感染症有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、食事の提供等が必要となるため、町は、関係機関との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える。

- ② 町は、県が健康観察を実施できるよう体制整備に協力する。

1-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、感染症有事において、要配慮者に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたっても、県や保健所等と連携し、適切に配慮する。

第2節 初動期

【目的】

保健所が定める健康危機対処計画等に基づき、感染症有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 町民への情報発信・共有の開始

町は、必要に応じて県が設置する相談センター及びコールセンターの周知や、国及び県、保健所による町民への情報提供について、協力を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、保健所が定める健康危機対処計画（感染症編）、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関、関係団体等との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 感染症有事体制への移行

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察及び感染症対応業務等に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者²⁸に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター²⁹等の物品の支給に協力する。

3-1-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動及びその対策について、町民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 町は、要配慮者のニーズに応えられるよう、県や他市町村と連携の上、工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

3-1-4 流行初期期間以降

- ① 町は、自宅療養者等の支援を実施するため、外部委託や職員を参集する等、人員体制の確保に努める。また、必要に応じ、県からの応援派遣要請に協力する。
- ② 町は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した県や他市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

28 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

29 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、感染症有事に検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国、県及び町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期～対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

2-1 感染症対策物資等の備蓄等への対応

2-1-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、必要に応じて補充等の対応を行う。

2-1-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の市町村が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び町民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧める。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び町民経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係各課間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資機材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、町民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧める。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

【目的】

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町民等に、事業継続のための感染対策等に必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民経済活動の安定を確保する。

2-1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

町は、国及び県と連携し、準備期での対応を基に、町民生活及び町民経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済活動の安定の確保に努める。

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル³⁰予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

30 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な共有を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認め

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

られるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2 経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

関連資料

○ 越生町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月15日

条 例 第 11 号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、越生町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び第2条第4項に規定する職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○ 越生町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議設置要綱

平成27年1月20日
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）に関する対策を協議し、発生時等の被害を最小限にとどめるため、越生町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 庁内連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の情報の共有に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の予防対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、新型インフルエンザ等対策に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内連絡会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者とし、町長が任命する。

- 2 庁内連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、町長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 庁内連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- (1) 会長は、会議の議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見等を求めることができる。

(部会)

第6条 第2条に規定する所掌事項に係る必要な事項を調査し、検討するため、庁内連絡会議に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる者をもって構成し、所属長が選出する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(庶務)

第7条 庁内連絡会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

(越生町新型インフルエンザ対策連絡会議設置要綱の廃止)

第2条 越生町新型インフルエンザ対策連絡会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副町長 教育長 総務課長 企画財政課長 税務課長 町民課長 健康福祉課長 子育て支援課長 産業観光課長 まちづくり整備課長 会計課長 学務課長 生涯学習課長 水道課長 議会事務局長
--

別表第 2（第 6 条関係）

総務課地域支援・防災安全担当職員 企画財政課企画担当職員 健康福祉課福祉担当職員 健康福祉課高齢者介護担当職員 健康福祉課保健予防担当職員 子育て支援課こども担当職員 産業観光課農林担当職員 まちづくり整備課環境管理担当職員 学務課学務担当職員 生涯学習課生涯学習担当職員 水道課庶務担当職員
--

○計画の策定経過

令和7年 10月7日(火)	越生町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議専門部会 ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要等について ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について
11月27日(木)	県行動計画との整合性確認
11月28日(金)	学識経験者へ意見聴取
令和8年 1月5日(月)	越生町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議 ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)について ・今後のスケジュールについて
1月23日(金)	第1回越生町健康づくり推進協議会 ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)について ・今後のスケジュールについて
1月30日(金) ～2月28日(土)	パブリックコメントの実施
3月24日(火)	第2回越生町健康づくり推進協議会 ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)について

○有識者

本計画は、学識経験者の意見を踏まえて策定しました。

- ・埼玉県坂戸保健所 保健予防推進担当 医幹 藤野 智史 氏
- ・埼玉医科大学病院 感染対策室 室長 樽本 憲人 氏
- ・かあいファミリークリニック 院長 河相 開流 氏

越生町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 3 月 改定

発 行 越生町

編 集 越生町健康福祉課保健予防担当

〒350-0416

埼玉県入間郡越生町大字越生917番地

TEL:049-292-5505

FAX:049-292-5623

E-Mail:hokencenter@town.ogose.saitama.jp
